

平成23年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成23年(2011年)8月25日(木)

午後2時～午後2時50分

場所 平塚市教育会館 中会議室

1 出席者 江口会長、長谷川委員、相原委員、山川委員、久保田委員、小林委員、
添田委員、高山委員、竹村委員、綾部委員、以上委員10名
(欠席委員：井出委員、松井委員、中山委員、以上3名)
事務局：神保健康・こども部長、浦田課長代理、阿部主査

2 傍聴者 なし

3 開 会

江口会長は、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成23年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

4 審 議

次第に従い、順次議題を審議した。

議題(1)「平成22年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」

《事務局 資料 1 を用いて説明した。概要は次のとおり》

【概要説明】

それでは、事前に配付いたしました、資料1「平成22年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込について(資料編)」により、説明をさせていただきます。

まず、被保険者数と世帯数についてですが、1ページの(1)「国保被保険者数」を御覧ください。

平成22年度の年度平均数であります。国保加入世帯数が年度平均で43,992世帯となり、平塚市の世帯数に占める割合は39.7%となっています。被保険者数は78,497人となり、人口に占める割合は30.0%となっています。世帯数については毎年その年度により多少のばらつきはございますが、増加で推移しておりました。大きな変化は平成20年度に75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したために大幅に減少しました。また、被保険者数についても20年度に大幅に減少しています。

なお、20年度以降は、世帯数及び被保険者数とも多少増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。

次に、被保険者数の内訳でみますと、平成22年度は、一般被保険者数は74,027人で、

被保険者全体に対する構成比は94.3%、また、退職被保険者及びその被扶養者の数は4,470人で、被保険者全体に対する構成比は5.7%でした。ここ数年の退職被保険者及びその被扶養者の数についてみますと、退職者医療制度が平成19年度をもって廃止されましたが、65歳未満の方については26年度まで継続されることとなったため、20年度は大幅に減少し、21年度も減少しましたが、22年度は微増となっています。

なお、老人保健法による医療受給者数は、後期高齢者医療制度に移行したため記載なしとなっています。

介護保険第2号被保険者は、介護保険が始まった平成12年度以降毎年度2%程度増加していましたが、17年度からは減少に転じ、22年度はまた1%程度増加しています。22年度の対象者は28,028人で、国保被保険者に占める割合は35.7%になります。

次に、2ページの(2)「年度別収納率の推移」を御覧ください。

平成22年度の国民健康保険税の現年課税分については88.99%で、前年度に比べ1.02%上がっています。

滞納繰越分については7.82%で、前年度と比べて0.53%下がりました。また、現年課税分と滞納繰越分を併せた全体の収納率は63.97%で、前年度と比べて0.82%下がっております。

続きまして、平成22年度の歳入・歳出決算見込について説明をさせていただきます。

まず、歳入の決算見込ですが、3ページの(3)「歳入の科目別内訳」を御覧ください。

最上段の「国民健康保険税」ですが、収入済額は63億5,499万余円となり、前年度比の95.8%となっています。

次に、「国庫支出金」は、53億1,293万余円となり、前年度比の96.3%となっています。内訳につきましては、8ページ、「平成22年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算総括表」を御覧ください。この表の左右の欄外に振られています数字は、各科目の款となっております。それでは、左側の3款・国庫支出金の内訳を御覧ください。

保険者が健全な財政運営を行えるよう、国が一般被保険者の医療給付費や、介護納付金などの一部を負担する「療養給付費等負担金」が48億4,942万余円となっています。次は、「高額医療費共同事業負担金」で1億2,483万余円となっています。この負担金につきましては、国民健康保険団体連合会を実施主体として行われている高額な医療費に対する再保険事業である「高額医療費共同事業」の保険者拠出金の4分の1に相当する額を平成15年度から国及び県がそれぞれ負担することになっています。

この他に特定健診等負担金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金などと、国民健康保険の財政調整を図るため一般被保険者の医療費等の一部を国が交付する「財政調整交付金」が2億8,791万余円となっています。

3ページに戻りまして、「療養給付費等交付金」ですが、これは退職被保険者等の医療給付費等に対して、退職者医療制度により社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、14億7,728万余円となり、前年度比の148.4%となっています。

「前期高齢者交付金」は、平成20年度に創設され、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者間の財政調整を行う交付金です。56億1,593万余円になりました。

次は「県支出金」です。総額で11億5,311万余円となっています。内訳につきましては、8ページ、決算総括表の左側の6款・県支出金を御覧ください。

まずは、県負担金の「高額医療費共同事業負担金」ですが、「高額医療費共同事業」の保険者拠出金の4分の1相当額、1億2,482万余円の交付を受けました。

特定健診等負担金は2,017万余円、県財政調整交付金は9億8,075万余円交付を受けました。

続きまして、8ページ、決算総括表の左側の7款・共同事業交付金を御覧ください。

「共同事業交付金」は、国民健康保険法に基づき神奈川県国民健康保険団体連合会が実施主体として行っている2つの共同事業の交付金で、1つは「高額医療費共同事業交付金」で、一般被保険者の1件80万円を超える医療費について、その超える額について一定の率で保険者に交付するもので、平成22年度は5億735万余円の交付を受けました。もう1つは、都道府県内の市町村国保間の保険税・料の平準化、財政の安定化を図るため平成18年10月から実施された「保険財政共同安定化事業交付金」で、一般被保険者の1件30万円を超える医療費について、8万円を超え80万円までの部分について一定の率で保険者に交付するもので、21億7,487万余円の交付を受けました。

なお、80万円を超える部分については高額医療費共同事業の交付金となります。

3ページに戻りまして、「繰入金」は市の一般会計からの繰入れで、「保険基盤安定繰入金」、「職員給与費等繰入金」、「出産育児一時金等繰入金」、「財政安定化支援事業繰入金」等の義務的経費と「その他一般会計繰入金」の財政援助費に分けられますが、それぞれの繰入金に増減はあるものの、全体としては27億8,344万余円となり、前年度比の94.6%となっています。

次に、「繰越金」は前年度からの繰越金で、4億9,511万余円となっています。

平成22年度歳入の合計見込額は、259億241万2,155円となり、前年度比2.9%の増加となっています。

4ページ(4)「歳入に占める主たる科目の割合」とその下の円グラフを御覧ください。

保険税収入が全体の24.5%、国庫支出金が20.5%を占めており、前期高齢者交付金が21.7%、これに療養給付費等交付金、県支出金等を加えると全体の4分の3以上となります。

以上で歳入の科目別の概要説明を終わらせていただきます。

次に、歳出の決算見込について説明に入らせていただきます。

5ページの(6)「歳出の科目別内訳」を御覧ください。

総務費は、3つに分かれています。8ページの決算総括表を御覧ください。右側の1款が総務費です。国保事務に携わる職員の給与及びレセプト点検専門嘱託員3名分の賃金のほか、診療報酬明細書の共同電算処理に係る手数料や物件費、神奈川県国民健康保険団体連合会負担金等の「総務管理費」と、保険税を徴収するための嘱託員12名分の賃金や国民健康保険税システム保守、改修経費等の「徴税费」、「運営協議会費」の3つに分かれます。平成22年度の総務費は、3億2,452万余円となり、前年度比95.6%となっています。

5ページに戻りまして、「保険給付費」は全体で175億1,915万余円ですが、内訳の「一般被保険者療養給付費」、「退職被保険者等療養給付費」については、国保加入者が医療

機関に受診した費用の保険者負担分であります。「一般被保険者療養給付費」が前年度比 103.6%の 142 億 4,931 万余円、「退職被保険者等療養給付費」は前年度比 108.0%の 11 億 2,045 万余円となりました。

一般及び退職被保険者等に係る療養費は、止むを得ない事情により被保険者証を持参しなかったため、自費で本人が支払った後に申請により保険者負担分が払い戻される場合や、柔道整復師等による施術費用等の保険者負担分であり、「一般被保険者療養費」は前年度比 101.9%の 2 億 948 万余円、「退職被保険者等療養費」は前年度比 89.1%の 1,240 万余円となっています。

「審査支払手数料」は、神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている診療報酬明細書等の審査と、各医療機関等への支払事務に係る手数料であり、4,064 万余円で前年度比の 95.5%となっています。

「高額療養費」は、被保険者の療養に要した費用が高額であるときに、一部負担金の自己負担限度額を超える額を給付するものですが、「一般被保険者高額療養費」は 15 億 3,733 万余円で前年度比の 109.4%となっています。「退職被保険者等高額療養費」については 1 億 5,914 万余円となり前年度比の 124.7%となっています。

「高額介護合算療養費」は、一般被保険者につきましては、8 件、30 万余円で、退職被保険者等分はありませんでした。この高額医療高額介護合算療養費制度は、平成 20 年度に創設されました。世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年 8 月から翌年 7 月までの 1 年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を越えた場合に、その越えた金額を支給する制度です。高額療養費制度が「月」単位で負担を軽減するのに対し、この合算療養費制度は、こうした「月」単位での負担軽減があっても、なお重い負担が残る場合に「年」単位でそれらの負担を軽減する制度です。

「移送費」は、一般被保険者につきましては、1 件、1 万 7 千余円で、退職被保険者等分はありませんでした。

「出産育児諸費」は、被保険者が出産したときに、その世帯の世帯主に出産育児一時金として出産児 1 人当たり 42 万円を支給するもので、この支給額については、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までは暫定措置でしたが、平成 23 年 4 月 1 日からは、原則 42 万円の支給額が恒久化されました。また、それ以前では、平成 21 年 1 月から同年 9 月までは 38 万円、平成 20 年 12 月以前は 35 万円でした。それでは、6 ページ下段(8)「その他の給付」の出産育児一時金の欄を御覧ください。平成 22 年度は 399 件、1 億 6,649 万余円となりました。

また、「葬祭諸費」は、被保険者が死亡したときに、葬祭を行う者に対し、葬祭費として 1 件当たり 5 万円を支給するもので、平成 22 年度は 470 件、2,350 万円になりました。

5 ページに戻りまして、次の「結核・精神医療附加金」は、平成 18 年 6 月診療分をもって廃止となっております。

「後期高齢者支援金等」は、社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金の 32 億 1,511 万余円と、後期高齢者関係事務費拠出金の 39 万余円になります。

「前期高齢者納付金等」は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の偏在による医療費の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合等により納付する納付金で、歳入にある前期高齢者交付金の原資になるものです。前期高齢者納付金の 514 万余円と、前期高齢者関係事務費拠出金の 39 万余円になります。

次に「老人保健拠出金」は、前年度比の31.7%の8,735万余円となっています。内訳は、「老人保健医療費拠出金」の8,715万余円と、社会保険診療報酬支払基金等が行う事務処理に要する費用に対する「老人保健事務費拠出金」の20万余円となっています。

「介護納付金」は、平塚市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者に係る介護納入金で、「老人保健拠出金」と同じように概算で納付額を決定し、2年後に精算するものです。平成22年度は12億9,947万余円で、前年度比の113.6%となっています。

次に、「共同事業拠出金」ですが、8ページ、決算総括表の右側の7款・共同事業拠出金を御覧ください。

「共同事業拠出金」のうち「高額医療費共同事業拠出金」は、歳入の「高額医療費共同事業交付金」の原資となるものです。

「保険財政共同安定化事業拠出金」は、平成18年10月から始まった「保険財政共同安定化事業」の原資となるものです。

「その他共同事業事務費拠出金」は、一般被保険者から退職被保険者等に移行する方を発見し、資格の適正化を図るための年金受給者一覧表作成に係る拠出金です。

平成22年度の「共同事業拠出金」は、25億5,968万余円となっています。

5ページに戻りまして、「保健事業費」は、医療費通知、健康優良家庭健康増進事業や、生活習慣病等の予防対策として平成20年度から実施することになった特定健康診査・特定保健指導等に要する費用であり、前年度比142.5%の1億4,470万余円となっています。

7ページを御覧ください。（9）特定健康診査・特定保健指導についてですが、この健診等は、平成20年度から実施されました。従来の基本健診から、いわゆる内臓脂肪型肥満に着目した健診・保健指導になりました。

表の特定健康診査の受診率を御覧ください。20年度18.2%、21年度18.2%、22年度はまだ確定はしておりませんが、24.1%の予定です。受診率については、特定健康診査・特定保健指導実施計画に、特定健康診査の目標値として掲げた20年度35%、21年度40%、22年度50%には届きませんでした。この目標値は、国の参酌標準を基にし、実施計画にあげた数値です。平成22年度も目標値には届きませんでした。緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、受診勧奨業務の委託を行い、コールセンターを設置して前年度受診されなかった方に、受診の勧奨、受診しなかった理由等をお聴きするとともに、訪問での勧奨も行い、少しですが受診率はアップしております。

5ページに戻りまして、下から5段目の「その他の支出」の1億3,217万余円は、「諸支出金」です。そのうち今回は、療養給付費等負担金、特定健診等負担金、出産育児一時金補助金の返還金が1億142万余円あります。

歳出合計は、252億8,811万9,756円となります。この結果、5ページの下から2段目にございます歳入歳出の収支差引額6億1,429万2,399円が次年度への繰越額となります。

なお、この内354万9,000円は、神奈川県国民健康保険団体連合会が新国保総合システムを導入するための本市国保システムの改修費として予算措置していたものですが、22年度中の執行ができなくなり、23年度に繰越明許費として計上されました。

最後に、6ページ（7）「歳出に占める主たる科目の割合」を御覧ください。

保険給付費が支出全体の69.3%を占めています。後期高齢者支援金等が12.7%、共同事業拠出金が10.1%と続き、この3つで92%以上を占めています。

以上で、歳出の科目別の概要説明を終わらせていただきます。

これで、議題（１）の平成２２年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、を終わりにさせていただきます。

《質疑応答に入る》

委員：特定健康診査は昨年度から受診勧奨業務の委託をされて、非常に受診率が上がったという努力に敬服いたします。受診勧奨業務の委託は２３年度も継続して行われるのでしょうか。

事務局：受診勧奨業務の委託は県の緊急雇用創出事業により実施しておりますが、県の当事業は２３年度までということになっています。今年度はコールセンターではなく、訪問を中心とした受診勧奨という形で行う予定で予算措置されております。８月には委託業者との契約も済みしましたので、９月からスタートして来年の２月まで行う予定です。

委員：もう一点よろしいですか。受診者数の増加というのは非常に素晴らしいのですが、特定保健指導のほうは２１年度に比べて少し減っているようです。このことについて、何か利用率を上げる努力をされるのでしょうか。

事務局：特定健康診査の関係につきましては保険年金課で事務処理をしているのですが、特定保健指導につきましては専門的分野があるということで、保健師がいる健康課に事業を分けて行っています。特定保健指導につきましては積極的支援と動機付け支援ということで、その人の特定健康診査の結果によって２種類（の方法）に分けています。積極的支援につきましては業者委託、動機付け支援につきましては本市保健師のほうで対応させていただいています。２０年度から特定健康診査、特定保健指導が開始されましたが、なかなか特定保健指導の利用率のアップまで結びついていません。この事業は生活習慣病を予防することによって動脈硬化を減らし、心筋梗塞や脳梗塞といった疾病につながらないようにすることを目的としており、本来は特定保健指導の利用率も伸びていかなければならないのですが、なぜ伸びないのかということまでは、保険年金課でははっきりつかめていないところがあります。本来でしたら健康課と一体となって進めていかなければいけないところなのですが、特定保健指導については健康課にお任せしており、少し下がっているという状態です。

委員：歳入の方で前期高齢者交付金があります。歳出の方には後期高齢者支援金と前期高齢者納付金がありますが、歳入の方には後期高齢者交付金はないのですか。

事務局：前期高齢者というのは６５歳から７４歳までの方をいいます。後期高齢者というのは７５歳以上の方で、後期高齢者医療制度に加入されていますので、国民健康保険への後期高齢者交付金というのはありません。

前期高齢者納付金交付金制度については、６５歳から７４歳までの前期高齢者の加入

割合により保険者間で財政調整をおこなうもので、前期高齢者の比率が少ない保険者がより多く前期高齢者納付金を納付し、前期高齢者の比率が高い保険者がより多く前期高齢者交付金の交付を受けるという制度です。前期高齢者の比率が高い市町村国民健康保険は多額の交付金を受けています。

また、歳出の後期高齢者支援金等につきましては、国民健康保険や会社等の被用者保険から後期高齢者を支援するために支出して、75歳以上のお年寄りを支えているという形になっております。

委員：2ページの年度別の収納率の件ですが、22年度に納税方法の変更があったと記憶していますが、そのことによって率が1%上がったということでしょうか。

事務局：22年度より年金受給者の方は、年金から直接国民健康保険税をいただくようにしました。このことが21年度までと違うところで、多少なりとも収納率の上昇につながったと考えています。

委員：1%という数字には満足していますか。

事務局：今、納税方法の変更があって、収納率がアップしたというようにお答えしましたが、正確には22年度の収納率のアップが何に起因しているのかというと、大きなところはやはり22年度の前半は景気の上向きがあったため、と事務局ではとらえています。年金からの天引きとか、コンビニ収納が全面的にできるようになったとかいうことが、収納率の向上に大きく結び付いているかどうかということはまだ検証ができていないところです。確かに納税方法の変更がありましたが、それが直接1%アップの大きな力になっているかどうかは、もう少したってみないとわかりません。

会長：ほかにぜひあればお願いいたします。

事務局：先ほど担当から説明いたしました特定健康診査の受診勧奨業務委託による受診率のアップについてですが、年度の後半にまた別の業者に（未受診者へのダイレクトメールの作成発送業務）委託を行いましたので、年度末の受診率が割と増えたと思います。しかし、実際特定保健指導を行うのはその後になりますので、その辺りの差が少しあるのかもしれない。また、担当がお答えしたとおり、健康課の保健師が実際に特定保健指導を行っています。やはり特定健康診査の全体的な受診率が上がらないと、今の方法では特定保健指導のほうも上がらないところがあると思います。あとはお答えしたとおり、方法については今両方の課で盛んに検討している最中です。

委員：特定保健指導の動機付け支援というのはどのようなやり方で行うのですか。

事務局：こちらについては、（メタボと呼ばれている階層を）特定健康診査の結果によって、積極的支援を行う方、動機付け支援を行う方の2種類（の方法）に振り分けます。動機付け支援につきましては、（メタボ予備群に）該当された方を保健センターにお呼びし、生

活習慣の改善指導を保健師が行います。

会 長：収納率というのはだいぶ景気に左右される感じがありますか。

事務局：大きな要因は景気です。

会 長：ほかに御意見等もないようですので、議題（１）「平成２２年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」は、終わらせていただきます。

次に、議題（２）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）」を議題といたします。

議題（２）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）」

《事務局 資料 2を用いて説明した。概要は次のとおり》

それでは今度は、事前に配付いたしました、資料２「平塚市国民健康保険税条例の一部改正に伴う新旧対照表」を御覧ください。

これは前回６月３０日の運営協議会でお示した新旧対照表（案）と内容は変わっておりませんが、その後行政総務課・法制担当の審査を受けております。

前回の運営協議会でもお話しさせていただきましたが、平塚市国民健康保険税条例が引用している地方税法に項番号のずれが生じたため、関連する規定を改めるもので、内容的には全く変更はありません。このことにつきましては、９月市議会定例会へ提案するに当たり、８月上旬に江口会長と高山会長職務代理には説明させていただき、了承をいただいております。

本日は、「平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を明日議会に上程させていただくことを報告します。

《質疑応答に入るが、特に委員から質疑・意見はなかった》

会 長：御意見、御質問もないようですので、議題（２）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）」は、終わらせていただきます。

次に、議題（３）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

議題（３）その他

《事務局が東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除及び国民健康保険税の減免の状況について説明した。概要は次のとおり》

【概要説明】

特に資料は用意しておりませんが、前回6月30日の運営協議会で議題（2）として説明させていただいた東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除及び国民健康保険税の減免の現在の状況について報告させていただきます。

まず、震災被災者に対する一部負担金等の免除につきましては、これまでに免除申請のあった11世帯、17名の方に一部負担金等免除証明書を交付しています。ただし、この内4世帯7名の方が、社保加入、生活保護開始、平塚市からの転出といった理由で、本市国民健康保険から脱退しておりますので、現在は7世帯、10名の方に一部負担金等免除証明書を交付していることとなります。

また、一部負担金等免除証明書を交付された方への給付状況につきましては、本日までに医療機関等から6月分までの診療報酬明細書、いわゆるレセプトの請求がきておりますが、この内3月から6月までの免除対象者のレセプトは22件で、請求点数は合計で14,703点となり、一部負担金等の免除額は30,665円となりました。

次に、震災被災者に対する国民健康保険税の減免につきましては、平成23年度保険税納税通知書に災害による減免申請の取扱いがある旨のお知らせ文を同封し、これまでに減免申請のあった6世帯について、課税額の全額254,300円を免除しております。

なお、まだ申請のない世帯については、電話連絡する予定です。

会 長：この件について、御質問、御意見などはありませんか。

まだ申請がない人というのはかなりの数いそうなのですか。

事務局：11世帯が該当していますが、5世帯の申請がまだあがっていないという状態です。この内1世帯については同じ月に資格を取得し、喪失していますので、課税はありません。実際にはあと4世帯に申請を出していただくということになります。

その他意見もなく、閉会となる。

以 上